

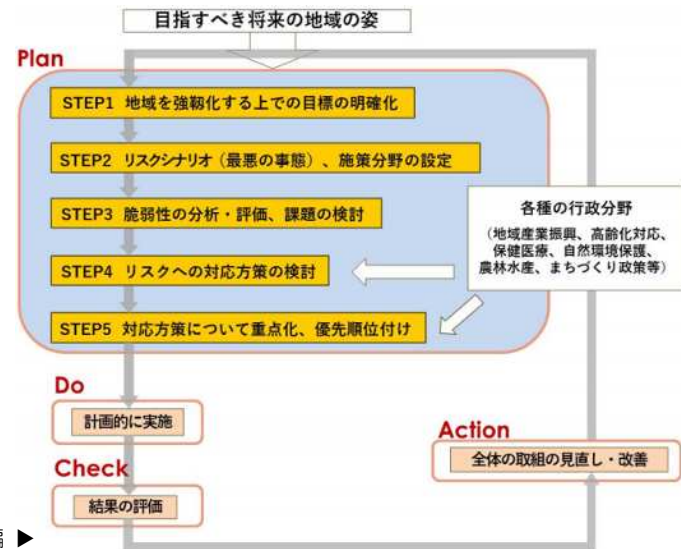
## 1. 国土強靱化地域計画とは

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものである。

国土強靱化地域計画とは、地方公共団体の策定する国土強靱化計画であり、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するものである。

地域防災計画では、地震や洪水などの「リスク」を想定し、「それぞれのリスクに対する対応」を取りまとめているが、国土強靱化地域計画では、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪の事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくために取り組むべき施策を考えている。

国土強靱化を推進することで、大規模災害時の被害の縮小、施策（事業）のスムーズな進捗、地域の持続的な成長を図ることが出来る。



資料：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）策定・改訂編 ▶

## 2. 国土強靱化基本計画及び宮城県国土強靱化地域計画の概要

角田市国土強靱化地域計画を作成するにあたり、参考にすべき国土強靱化基本計画及び宮城県国土強靱化地域計画の概要は、以下のとおりである。（赤字：国と県の相違点） ▼ 国・県計画の概要

	国土強靱化基本計画	宮城県国土強靱化地域計画
策定趣旨	国土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりのためのいわば処方箋を示したものであり、また、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定したものである。	東日本大震災の経験と教訓を踏まえて大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところであるが、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的に取組を展開するため、本計画を策定するものである。
計画の位置づけ	基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるものである。	基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に係る指針となるものである。
計画期間	おおむね5年ごとの見直し	平成29年度(2017年度)～平成32年度(2020年度)
策定年月日	平成30年12月14日	平成29年4月25日
対象想定災害	一度発生すれば、国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害	ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及び大規模自然災害
基本目標	I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	I. 人命の保護が最大限図られる II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興
事前に備えるべき目標	1. 直接死を最大限防ぐ 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する 3. 必要不可欠な行政機能は維持する 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する 5. 経済活動を機能不全に陥らせない 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1. 直接死を最大限防ぐ 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） 3. 必要不可欠な行政機能は確保する 4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する 5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない 6. 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 7. 制御不能な二次災害を発生させない 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
施策分野	○個別施策分野 行政機能/警察・消防等/防災教育等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境、土地利用 ○横断的分野 リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老化対策、研究開発	○個別施策分野 行政機能、住宅・都市、保健医療福祉、環境、産業、交通・物流、県土保全、土地利用 ○横断的分野 老化対策、リスクコミュニケーション
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	45の「起きてはならない最悪の事態」を設定	25の「起きてはならない最悪の事態」を設定

## 3. 角田市国土強靱化地域計画の概要

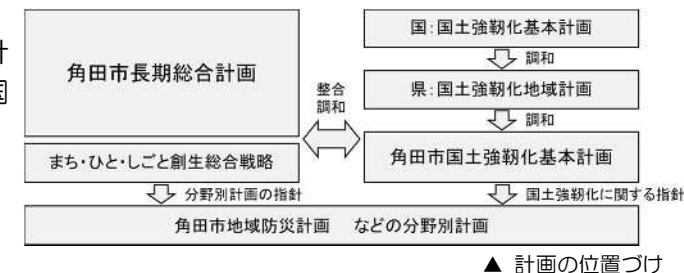
### 第1章 基本的な考え方

#### 1) 策定の趣旨

東日本大震災や令和元年東日本台風の経験と教訓を踏まえて大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたが、さらに強靱な地域づくりに向け、平時から持続的に取組を展開するため本計画を策定するものである。

#### 2) 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、宮城県国土強靱化地域計画との調和を図り、国土強靱化に係る指針となるものである。



#### 3) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

#### 4) 対象想定災害

ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及び大規模自然災害

#### 5) 基本目標・事前に備えるべき目標・起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

宮城県国土強靱化地域計画を参考に、基本目標、事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を以下のように設定した。 ▼ 目標とリスクシナリオ

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害等による死傷者・行方不明者の発生 1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、物資の不足等による医療機能の麻痺 2-5 避難生活時における疫病・感染症等の大規模発生及び被災者の健康状態の悪化、死者の発生等
2 角田市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 情報通信網の麻痺・停止等による被害の拡大
3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下 5-2 産業施設・研究施設の損壊、火災、爆発等 5-3 基幹交通ネットワークの機能停止 5-4 食料等の安定供給の停滞
	6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
4 迅速な復旧復興	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-2 有害物質の大規模拡散・流出 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-4 地域農産物に対する風評被害等による地域経済への最大の影響
	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 被災者に対する住宅対策や地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

### 6) 施策分野

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野について、「国土強靱化基本計画」及び「宮城県国土強靱化地域計画」を参考に、本市の実情を踏まえ次のとおり設定した。

- 個別施策分野  
行政機能・防災体制等、住宅・都市、保健医療福祉、環境、農林業、産業活動、交通・物流、市土保全
- 横断的施策分野  
老化対策、リスクコミュニケーション・地域づくり



第2章 脆弱性評価と推進方針

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するため、リスクシナリオごとの脆弱性を評価した。また、それに対する推進方針を検討した。（凡例：脆弱性評価 ⇒ 推進方針）

▼ 脆弱性評価と推進方針（抜粋）

1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生	⇒ 耐震診断・耐震改修の重要性及び助成制度の周知
住宅の耐震工事があまり進んでいない	⇒ 個別施策計画策定により計画的に長寿命化改修等を実施
公共建築物・インフラ施設の老朽化が進行している	⇒ 用途廃止した施設等の計画的な除去（解体撤去）の推進
改修が難しい公共施設・設備等の適切な管理が課題	⇒ 学校施設等の長寿命化計画策定等による計画的な補修・改修
学校施設等の老朽化の修繕が追いついていない	⇒ 活動員の確保に向けた取り組みを行い、火災予防の啓発等の防災教育を推進
消防団、婦人防火クラブの活動員が減少	
1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害等による死傷者・行方不明者の発生	⇒ 大雨にも耐え得る排水路の整備
雨水排水の計画的な整備が必要	⇒ 防災マップの更新を行う
過去の災害の状況を防災マップに反映する必要がある	⇒ 要配慮者利用施設等を反映し、避難確保計画を作成する
要配慮者利用施設等について地域防災計画に反映する必要がある	
1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	⇒ 土砂災害警戒区域等の指定に基づき施策を策定
土砂災害危険箇所等の崩壊による被害の軽減施策の策定が必要	⇒ 防災工事の実施を県に対して要望及び市として工事を実施するための財源確保
急傾斜地崩壊危険区域において防災工事が未実施	
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	⇒ 非常用食料等の備蓄数を増やすとともに、民間企業等との協定を締結し、物資の輸送・受入れ体制を構築
災害時の非常食等の確保のために民間企業等と協定を締結する必要がある	⇒ 協定締結先を拡充
災害時は応援協定を締結している市町村に対して応援を要請し物資の必要量を確保	
広域水道が稼働できない場合の応急給水に必要な飲料水量の確保手段について検討が必要	⇒ 応急給水に必要な飲料水量の確保手段について検討
2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	⇒ 国・県の計画に基づき消防相互応援体制を拡充
広域的な消防相互応援体制の拡充は市単独では困難	⇒ 市及び自衛隊の各々の計画を調整し今後も継続して連携
県・自衛隊と連携し体制の強化が必要	
2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生	⇒ 交通事業者と連携した移動支援対策及びSNS等を活用した情報発信の実施
災害時の帰宅困難者の移動支援対策及び情報提供手段の多様化が必要	
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、物資の不足等による医療機能の麻痺	⇒ 角田市医師会等との連携の継続及び不足する医療機関の市内への誘致
医師の高齢化及び令和元年東日本台風災害等により医療機関が減少	⇒ 県との連携強化
災害時の救急医療活動の支援について県と連携強化が必要	⇒ 後方医療機能を確保するための計画の整備及び県との連携
後方医療機能の確保が必要	⇒ 広域的な連携体制の整備及び連携先の拡充
災害時の広域的な連携体制の整備が必要	
2-5 避難生活時における疫病・感染症等の大規模発生及び被災者の健康状態の悪化、死者の発生等	⇒ 緊急時の医療従事者の確保及び医療物資の確保
感染症の流行防止を図ることが必要	
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	⇒ 防災行政無線や衛星インターネット等の通信手段の確保
通信手段が使用不可となった場合の代替手段の確保が必要	⇒ 庁舎の自家発電設備を整備
防災拠点となる庁舎の電力供給時間が不足	⇒ 発電施設の整備を検討
各機関の主要施設等において自家発電設備等の整備が必要	⇒ 防災研修等による職員の意識改善
災害時の行動等について職員に対し研修が必要	
4-1 情報通信網の麻痺・停止等による被害の拡大	⇒ 避難行動要支援者等の個別支援計画を策定
避難行動要支援者への支援のための情報の正確性の担保と関係各部門の連携強化が必要	⇒ 地震以外の災害にも対応可能か検証し修正
ICT-BCPの想定災害の見直しが必要	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下	⇒ BCPの策定及び国・県の施策等について周知・喚起
企業等が災害時に重要業務を継続できる取り組みが必要	
5-2 産業施設・研究施設の損壊、火災、爆発等	⇒ 関係機関（国、県、消防、警察、自衛隊）と協議し、市が実施すべき対策の検討及び体制構築
産業施設・研究施設の損壊、火災、爆発等について、対策が必要	
5-3 基幹交通ネットワークの機能停止	⇒ 国・県に対し国道・県道の耐水性向上の働きかけ及び代替ルートの検討・整備促進
緊急輸送道路の耐水性に課題があり、代替ルートについても未検討	
5-4 食料等の安定供給の停滞	⇒ 国・県からの支援物資を迅速に受け取れるよう、国・県との連携強化
大規模災害時は、国・県からの支援物資がほとんどであり、大企業等の支援も県が一括管理	⇒ 民間企業との協定の締結による災害時の生活物資の確保
スーパーなどの民間企業との協定締結の推進が必要	

6-1 電力供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	⇒ 東北電力や県と連携及び連携内容の整理・運用方法を明確に決定
被災した場合の早急な応急復旧体制の確立が必要	⇒ 関係機関との連携内容の整理・運用方法を決定
液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の強化等の必要な災害予防対策の長期的な検討推進が必要	
6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	⇒ 配水池の整備及び浄水場の修繕・更新、自己水源小田浄水場から広域水道への見直し
広域水道からの安定供給と災害時の危険分散が必要	⇒ 耐震性向上等に従事する技術者と財源の確保
下水道施設の耐震性向上や液状化対策が必要	⇒ 耐震計画を策定し耐震適合管への付替えを推進
重要施設に配水する管路の耐震適合管への更新が必要	
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	⇒ 道路整備プログラムを策定し計画的な整備及び適切な維持管理による資源の長寿命化
災害復旧・現存施設の維持管理により新規道路改良が困難	⇒ 防災避難機能を持つ道路等のネットワークの整備及び防災機能の確保に向けた明確なビジョンの設定
防災拠点機能の確保が必要	
7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	⇒ 体積土砂の撤去及び緊急時の放流に備えるための事前調査を実施
市内の農業用ため池の多くの箇所ですり堆積により緊急時の放流に支障をきたしている	
7-2 有害物質の大規模拡散・流出	⇒ 関係機関と河川管理者間で連携し流出防止の強化
有害物質の河川流出防止の強化が必要	
7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	⇒ 関係機関と連携し被害状況を早急に把握
災害発生直後の施設の点検・現地調査による被害状況の把握に時間を要する	
7-4 地域農産物に対する風評被害等による地域経済への甚大な影響	⇒ 情報発信方法について検討及び関係機関と連携した風評被害等の防止対策について検討
災害発生時の情報発信方法及び風評被害等防止対策について検討が必要	
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	⇒ 災害廃棄物処理計画を策定し仮置場等を選定
圏域での処理能力を超える廃棄物が発生した場合等の対策が必要	
8-2 復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	⇒ 地域の企業や産業等の連携を強化し住民活動を推進する体制を整備
地域活動の拠点づくりの推進が必要	⇒ 防災関係機関との連携を強化し連携内容の詳細を検討
大規模災害時の速やかな応急対策の実施が必要	⇒ 支援体制の整備や個別支援計画の策定及び関係機関との連携による避難体制の構築
避難行動要支援者への支援体制の強化が必要	
8-3 被災者に対する住宅対策や地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態	⇒ 庁内の連携を強化し全庁的に推進する体制を整備する
地域活動の拠点づくりの推進が必要	⇒ 地区防災計画を作成し推進する
避難行動要支援者への支援体制の強化が必要	⇒ 地区ごとの実績にあった取り組みに対する支援を充実
社会貢献活動に対する情報提供や活動支援が必要	
まちづくりと一体となった地域防災力の向上が必要	
地区・行政区毎に自主防災組織の育成が必要	
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	⇒ 対策を検討し実施する
貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失について対策がなされていない	

第3章 計画の推進

本計画は、国土強靱化に関連する計画との整合性を図りながら、PDCAサイクルにしたがって推進するものとし、その進捗管理は、KPI（重要業績評価指標）を設定し、取組状況を把握・整理することにより行うものとする。

また、本計画における取組は様々な分野に関連するため、計画の推進に当たっては、庁内各部署、県、国等の関係機関との連携について、平時から関係性の構築に努める。

なお、本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。

